

「大規模地震防災・減災対策大綱」(平成 26 年 3 月 中央防災会議決定)
(抄)

1. 事前防災

(9) 防災教育・防災訓練の充実

- 国、地方公共団体、関係機関は、災害時の避難や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民に対して、避難所の運営のあり方、罹災証明書の申請、住宅再建等のプロセスを防災教育の中に取り込む。

2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え

(9) 避難者等への対応

1) 避難者及び応急住宅需要等への対応

①避難所への避難者数の低減への対策

- 地方公共団体は、必ずしも被災地域に留まる必要のない人等を対象として、帰省・疎開を奨励・あっせんすることも検討する。

②避難所不足への対応

- 地方公共団体は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の耐震性、天井の脱落防止対策、耐火性、収容力等に関して評価し、避難所や応急住宅の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、公的施設や民間施設の避難所としての利用の拡大、応急住宅としての空き家・空き室、ホテル・旅館等の活用等について検討する。

⑤応急住宅提供等への対応

- 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるため、地方公共団体は、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図る。
- 国は、発災時に全国の地方公共団体に公的賃貸住宅等の提供を広く求めることにより、公的賃貸住宅等の空家・空室の有効活

用を図る。

- 民間の空家・空室を活用するため、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から民間賃貸住宅の家主や不動産事業者に対して震災時の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。また、一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。
- 応急仮設住宅を早期に提供するため、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として十分な用地が確保できないおそれがあることを考慮して、利用可能と考えられる様々な用途の土地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行う。
- 国、関係都道府県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。

(17) 多様な空間の効果的利用の実現

- 地方公共団体は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として利用する場合には、学校の教育活動にも十分に配慮した上で利用のあり方を検討する。

4. 様々な地域的課題への対応

(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応

3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

- 地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地について、利用可能なオープンスペースが積雪により減少する可能性があることを考慮した用地の確保に努める。

6. 本格復旧・復興

(2) 被災者等の生活再建等の支援

- 被災者の自立的な生活再建の支援、被災中小企業の復興等、地域

の自立的発展に向けての経済復興の支援を早期に実施するため、地方公共団体は、速やかな仮設住宅の建設と自宅再建のための支援を含めた援助・助成措置について広く広報するとともに、罹災証明書の迅速な交付体制の確立等による支援措置の早期実施のための体制づくりを推進する。